

## 秋の深まりと冬の訪れ

9月中旬頃から北海道の高い山では紅葉が始まります。紅葉は山頂からふもとへ向かってゆっくりとおりてきて、旭川地方気象台でヤマモミジの紅葉を観測するのは平年で10月23日です。この時期は、初霜や初氷、初雪が観測され、秋の深まり、冬の訪れを告げる季節となります。

- ①平地では日中は暖かくとも朝晩の冷え込みで一日の気温差が激しく、また、急に冷え込む日があったりするので、体調を崩してしまいがちです。体調管理に注意しましょう。
- ②山々では一足先に冬が訪れています。旭川地方気象台では、旭岳（標高2,291m）が夏以降、初めて山頂部に雪をかぶって白く見えた「初冠雪」の日を観測しており、旭岳の初冠雪は平年で9月25日です。標高1,500m付近でも、10月下旬にもなれば気温が0℃を下回る日が多くなり、普通に雪が降ります。登山をするときは防寒対策を十分にいき、悪天が予想される場合は計画を中止する勇気を持ちましょう。
- ③地上気温でみると、上川・留萌地方では最低気温の平年値が10月下旬にはすでに2℃を下回るころがでてきます。峠や山間部では気温がもっと低くなっており、雨が降ると路面が凍って滑りやすくなります。（旭川の初雪は平年で10月23日です。）ドライバーの皆さんは、雨や雪、気温の予報を参考にスリップ事故に注意し安全運転をお願いします。冬タイヤへの交換は、特に遠出をする方は早めになさったほうが良いかもしれません。

### ◎問い合わせ先

旭川地方気象台 ☎0166-32-7102  
HP <http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/>



## 「必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改訂されます。

最低賃金 時間額 764円  
効力発生日 平成27年10月8日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く労働者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

### ◎問い合わせ先

北海道労働局 ☎011-709-2311  
留萌労働基準監督署 ☎42-0463

## プレミアム付き商品券を販売中

10,000円分の旅行券を8,000円で販売!!

※詳しくは

札幌市以外の道内各地で使用可能  
「旅をしよう!! どころ旅行券」

☎ 011-351-3161

HP [tabi-dosanko.com](http://tabi-dosanko.com)

札幌市内で使える

「ようこそさっぽろ!! 札幌旅行券」

☎ 011-222-4894

HP [tabi-dosanko.com/sapporo](http://tabi-dosanko.com/sapporo)

この秋冬は、北海道内をお得な旅行券で旅しましょう!!

## 平成28年度 入校生募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生（訓練期間1年又は2年）を募集しています。

### ◆願書受付期間

11月1日から11月20日まで

詳しくは当校又は最寄りの公共職業安定所までお問い合わせください。

### ◎問い合わせ先

砂川市焼山60番地

☎ 0125-52-2774

FAX 0125-52-9177